札幌市緑の審議会 基本計画部会について (案)

<基本計画部会の設置>

第4次札幌市みどりの基本計画案の作成に当たり、今までいただいたご意 見をもとに、論点整理を行いより深く詳細な議論を行うため、部会を設置し、 少人数による専門的な内容の検討を行うもの。

なお、基本計画部会での検討結果は審議会本会議に報告することとする。 部会の設置期間は第4次札幌市みどりの基本計画案の最終答申まで(平成 32年3月予定)とする。

札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則(抜粋)

平成 13 年 5 月 30 日 規則第 4 0 号

第6章 緑の審議会

(部会)

- 第69条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総括し、会議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会 長の指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規 定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読 み替えるものとする。